

## 6 地域課題解決のための要望等について

新居浜市では、道路や水路、下水道の整備など、自治会の地域課題を市へ要望する場合、直接担当課への要望以外に、次の方法があります。

### (1) 広聴票

簡易な修繕や改良などについて、広聴票に内容を記入し提出すれば、担当課に要望が届けられ、後日、文書にて回答されます。（緊急を要する案件については、直接担当課に電話・メール等でご連絡ください。）

広聴票の提出は、随時必要なときに行うことができます。（提出先：秘書課）

### (2) まちづくりタウンミーティング

市長を交えて、市政課題や校区の課題等について話し合うものです。（※平成25年度までは「まちづくり校区集会」平成26年度から令和2年度までは「まちづくり校区懇談会」として開催）令和3年度から3年間をかけて市内全18校区（地区）で開催し、令和6年度は総括の年として連合自治会役員研修会にて市政課題について意見交換を行う予定です。

### (3) 地域コミュニティ支援員

連合自治会の会合に職員が参加し、校区の課題についてとりまとめを行います。とりまとめた課題は担当課に要望が届けられ、市長確認後、後日、文書にて回答されます。

